

令和3年度大学入学者選抜個別試験の適切な実施について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更後の内容に加え、令和3年度大学入学者選抜における個別試験の適切な実施について改めて依頼するものです。

事務連絡
令和3年2月3日

各国公私立大学入試担当課長 殿

文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

令和3年度大学入学者選抜個別試験の適切な実施について（依頼）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）」（令和3年2月3日付け事務連絡）（別添1）のとおり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更により、緊急事態措置の対象とすべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県とされ、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。

感染状況は依然として厳しい状況ではありますが、各大学においては、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日付け大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、令和2年10月29日改定）や「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」（令和2年11月6日付け入試セ事一第132号独立行政法人大学入試センター理事長通知）を参考に、感染症対策を徹底の上、「令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更について（依頼）」（令和3年1月22日付け2文科高第973号文部科学省高等教育局長通知）（別添2）で示している内容に沿った対応を、改めてお願いします。

なお、全国知事会に対して、「各都道府県の感染状況によって、人の移動に関する自粛要請が必要となる場合でも、入学者選抜自体は感染リスクが低く、大学受験は不要不急に該当しない重要な機会であることから、受験生の移動に影響が生じないよう格別の配慮」を要請（別添3：「各都道府県における新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する大学入学者選抜への配慮について（要請）（令和3年1月8日付け2文科高第925号文部科学省高等教育局長通知））しておりますので、この趣旨を踏まえた対応についても、併せてお願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

TEL：03-5253-4111（内線：2495）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

【重要】

2月2日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されましたので、その内容をお知らせします。

事務連絡
令和3年2月3日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）

令和3年2月2日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

今般の対処方針の変更により、緊急事態措置の対象とすべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県とされ、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとされました。変更後の対処方針及び学校の取扱いに係る記載は下記のとおりです。

大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、令和3年1月8日付高等教育局長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（周知）」及び令和3年1月29日付高等教育局長通知「大学等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組の徹底について（周知）」等において示した留意事項を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策の徹底と、学生の学修機会の確保の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

(変更後の対処方針)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030202.pdf

(学校の取扱いに係る記載)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

5) 学校等の取扱い

- ① ①文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

<本件連絡先>

文部科学省 03-5253-4111 (代表)

高等教育局高等教育企画課 (内線: 2482)

令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更について、各大学におかれては、受験生が予見できない不利益を受けることが無いよう、出願後は、出願時点で既に受験生に示している方法で選抜することを基本として個別入試を適切に実施していただくようお願いします。

2 文科高第973号
令和3年1月22日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への
対応等に関する変更について（依頼）

令和3年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合にはその旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知することとしていますが、選抜方法の大きな変更はこれまで学習準備を重ねてきた受験生に多大な不利益を与えるおそれがあるため、慎重な検討をいただきますようお願いします。

特に、出願後は、出願時点で既に受験生に示している方法で選抜することを基本として適切に実施していただくようお願いします。

具体的には、出願教科・科目の変更や、個別試験を取りやめて共通テストの成績のみで合否判定をするといった変更は、原則として出願前のできる限り早い段階で公表し、出願後は、受験生が予見できない不利益を受けることが無いよう、受験生の立場に立って、各大学の個別試験を適切に実施していただくようお願いします。

なお、感染拡大防止の観点から受験生の不利とならない形で行う以下のような変更については、ホームページ等により早急に広く情報提供に努めるようお願いします。

- ・面接をオンラインで実施
- ・試験時間を短縮、開始時間の変更
- ・実技試験の方法の変更
- ・試験会場等の変更 等

【担当】

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係
TEL：03-5253-4111（代表）内2495
FAX：03-6734-3392
Eメール：gaknyusi@mext.go.jp

2 文科高第 925 号
令和 3 年 1 月 8 日

全国知事会事務総長
古尾谷 光男 殿

文部科学省高等教育局長
伯井 美德

各都道府県における新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する
大学入学者選抜への配慮について（要請）

多くの受験生が1月16日（土）、17日（日）に実施される大学入学共通テストを始め、2月から3月末まで各大学が実施する個別学力検査を受験する予定です。（別添1参照）

このことについて、昨年12月18日に貴会から感染症等により受験できない場合に、受験機会を確保することについて文部科学省から各大学に協力依頼をするよう御要望いただき、同日付けで弊職から全国の大学長宛に改めて要請したところです。（別添2参照）

また、上述の要望書をいただいた際に、当省より、2月から始まる各大学の学力検査等の入学者選抜を受験するため、受験生が県境を越えて移動する際に、各都道府県の感染状況によって、人の移動に関する自粛要請が必要となる場合でも、入学者選抜自体は感染リスクが低く、大学受験は不要不急に該当しない重要な機会であることから、受験生の移動に影響が生じないように、格別の配慮をいただきたい旨お願い申し上げたところです。

昨日、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のみを対象に、1月8日から2月7日までを措置期間とする緊急事態宣言が行われました。これを受け、今後、各都道府県において更なる感染症対策に取り組まれることと存じますが、受験生の移動に関する配慮について、改めてお願いする次第です。

また、試験業務に従事する教職員についても、県境を越えた移動に関する配慮について、併せてお願い致します。

このことについて、何卒御理解の上、県境を越え大学受験に臨む受験生の受験機会等の確保のため、御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（本件担当）
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室入試第三係 岡、甲山、上田
TEL：03-5253-4111（内線4902）

令和3年度大学入試・一般選抜実施日程

○大学入学共通テスト①【共通テスト①】1月16・17日【共通テスト②】1月30・31日【特例追試験】2月13・14日
 ○国公立大学【前期日程】2月25日～【中期日程】3月8日～【後期日程】3月12日～
 ○私立大学【前期日程】2月25日～【中期日程】3月8日～【後期日程】3月12日～

250

【単位：大学数】

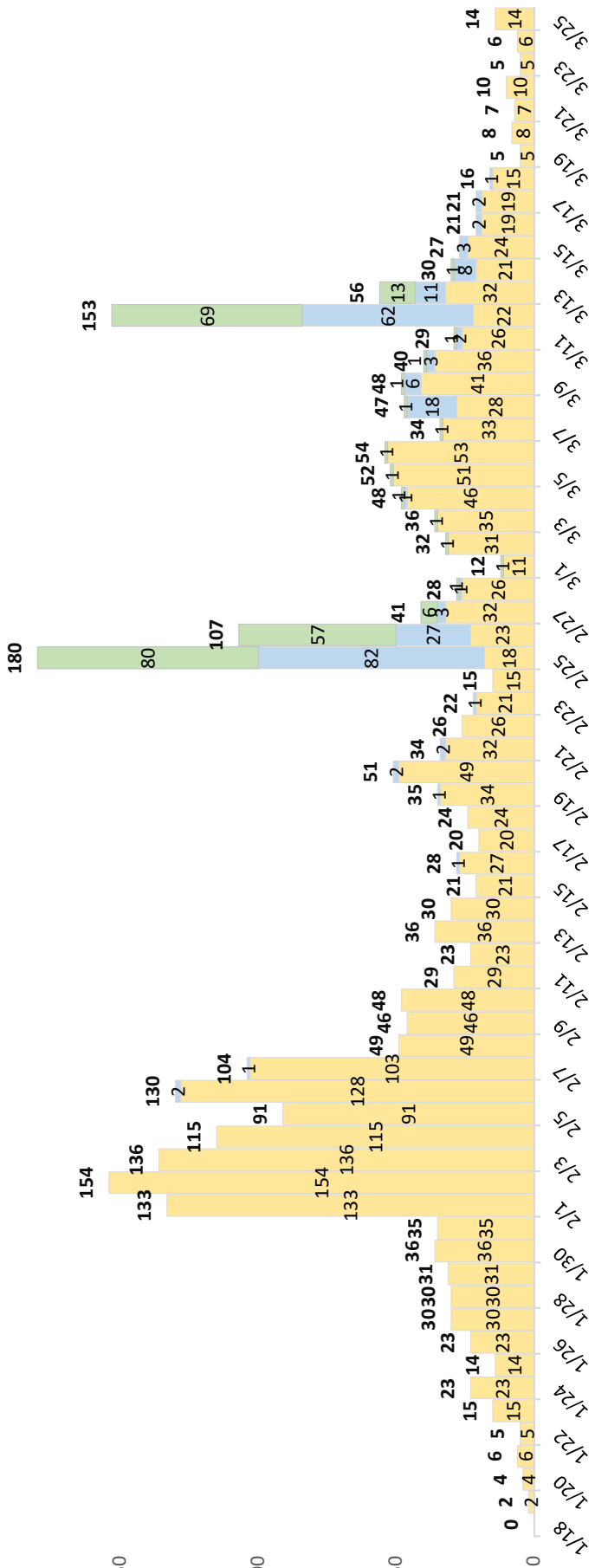
200

150

100

50

0



■ 私立 ■ 公立 ■ 国立

2 文科高第 8 4 6 号
令和 2 年 1 2 月 1 8 日

各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局長
伯井 美徳

令和 3 年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染
拡大防止に係る対応について（周知）

標記について、関係省庁と連携し、それぞれが所管する関係団体等に対し、別添 1 - 1 から別添 6 のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の徹底について要請しておりますのでお知らせします。

入学者選抜を実施する各大学においては別添の通知も活用し、受験生が乗車する列車・バスの混雑緩和等に係る要請について、適宜対応をお願いします。

また、受験生の健康管理のため、厚生労働省と連名で別添 7 のとおり、感染防止のための注意事項を整理し、周知していますので、各大学においても別添 7 を活用し、試験監督者をはじめ入学者選抜に関わる教職員の感染対策の徹底をお願いします。

なお、既に各大学においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、受験機会を確保するため、総合型選抜や学校推薦型選抜におけるオンラインによる面接や小論文等の提出など、柔軟な選抜を行うことや、個別学力検査について、追試験の設定や別日程での振替受験を可能とする措置を講じていただいているところですが、引き続き受験生第一の立場に立って、必要な措置を最大限講じるよう、お願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡、甲山、上田

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4902)

e-mail : gaknyusi@mext.go.jp